

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社アイ・エー・アイ（以下「会社」という。）と会社労働者の過半数を代表する者は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 （対象となる派遣労働者の範囲）

1. 本協定は、会社と派遣先との労働者派遣契約に基づき派遣先での業務に従事する派遣社員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
2. 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
3. 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第 2 条 （賃金の構成）

対象従業員の賃金は、基本給、通勤手当、時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当とする。
なお基本給には、次条に掲げる条件に示す賞与相当額および退職手当相当額を含むものとする。
※会社と対象従業員間で締結された個別雇用契約により、基本給とは別に賞与を支給する事を定めている対象従業員の賃金構成については、就業規則の定めによる。

第 3 条 （賃金の決定方法）

対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額は、令和元年 7 月 8 日職発 0708 第 2 号「令和 2 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）の別添 2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」(以下「別添」という。)の「小分類職種」に該当する各職種に定める額とする。
- (2) 地域調整については、派遣先の就業場所に応じて通達に定める「地域指数」の都道府県単位(別表 2)を適用し調整する。
- (3) 前各号で定めた額に、通達で示す「退職給付等の費用の割合(6%)」を乗じ退職手当相当額として加算する。

第 4 条 （基本給）

1. 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。
 - (1) 前条により定めた額と同額以上であること。
 - (2) 別表 1 の各等級の職務と「別添の小分類職種」に該当する各職種に定める額との対応関係は次のとおりとすること。

等級 1：各職種 0 年次相当	／	等級 2：各職種 1 年次相当
等級 3：各職種 2 年次相当	／	等級 4：各職種 3 年次相当

等級 7：各職種 15 年次相当

- ## 第5条 (通勤手当)

* * * * 印